

令和元年度第1回文京区障害者地域自立支援協議会

地域生活支援専門部会 次第

令和元年6月28日(金) 午後2時から

文京区民センター2階 2-B会議室

1 開会

2 議題

(1) 令和元年度自立支援協議会における下命事項について

【資料第1-1～1-3号】

(2) 地域生活支援拠点の整備方針について

【資料第2号】

(3) 本富士地区地域生活支援拠点整備状況について

【資料第3号】

(4) 地域課題の意見交換について

3 その他

《その他配付資料》

- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱
- ・文京区障害者地域自立支援協議会地域生活支援専門部会員名簿

令和元年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の

下命事項について

令和元年度における各専門部会（以下「部会」という。）の活動については、これまで積み重ねた議論の中で見えた課題等を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として実現可能な施策を検討することとしている。

これを踏まえ、各部会の下命事項は、下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

1 相談支援専門部会（2回）

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

2 就労支援専門部会（2回）

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

3 権利擁護専門部会（3回）

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

4 障害当事者部会（4回）

障害当事者からの情報発信等についての検討等を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

5 【新】地域生活支援専門部会（4回）

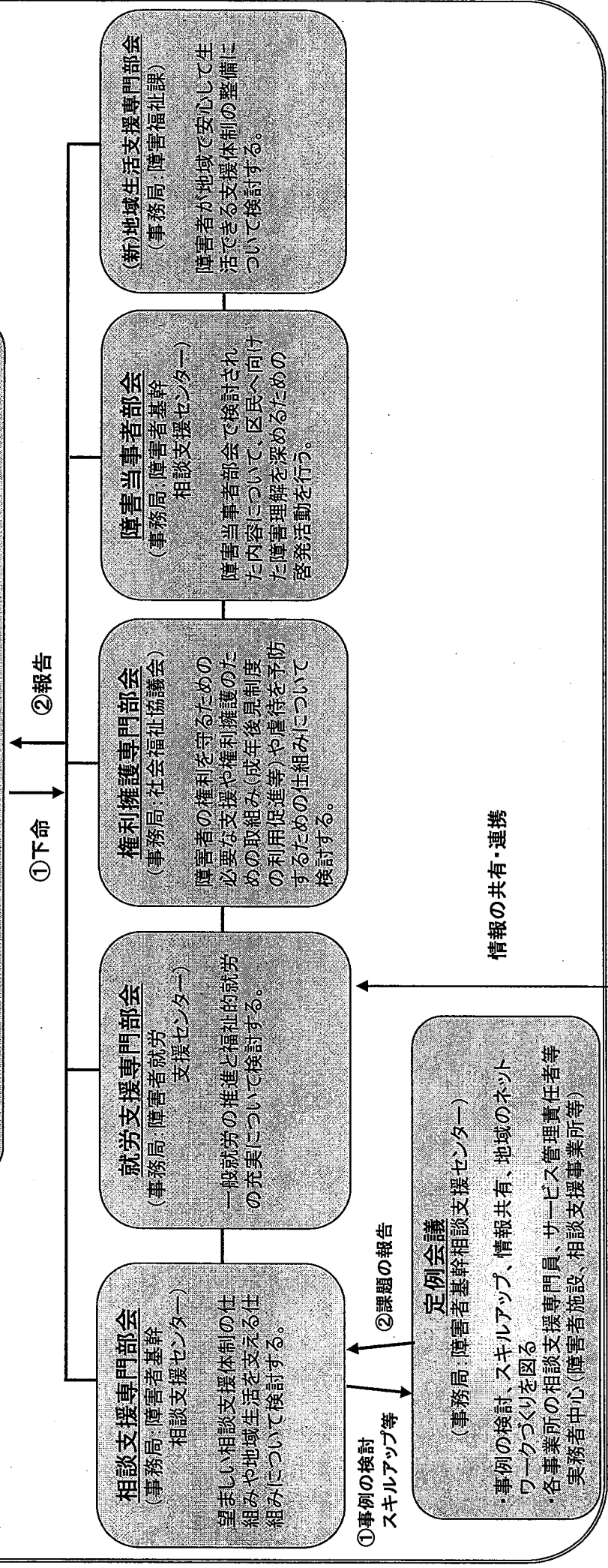
障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

地域生活支援拠点を設置する本富士地区の地域課題への対応について検討する。

文京区障害者地域自立支援協議会

親会
(事務局: 障害福祉課)

「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決策を検討する。
また、障害者差別解消支援地域協議会と連携して差別解消に向けた取り組みを検討する。



情報の共有・連携

① 事例の検討
スキルアップ等

② 課題の報告

定例会議
(事務局: 障害者基幹相談支援センター)

- 事例の検討、スキルアップ、情報共有、地域のネットワークづくりを図る
- 各事業所の相談支援専門員、サービス管理責任者等実務者中心(障害者施設、相談支援事業所等)

障害者差別解消支援地域協議会
(事務局: 障害福祉課 予防対策課)

必要な情報を交換するとともに、障害者等からの相談事例の共有及び事例を踏まえ、た障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

就労支援者研修会
(事務局: 障害者就労支援センター)

- 就労支援ネットワークの構築
- 企業就労支援、福祉的就労支援の課題共有や解決に向けた検討
- 研修会の開催や事例を通じた人材育成

指定特定相談支援事業所連絡会
(事務局: 障害者基幹相談支援センター)

- サービス利用等計画についての検討
- 計画相談についての推進、検討

情報の共有・連携

令和元年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)		第1回 (5/28)					第2回					第3回
相談支援 専門部会			第1回							第2回		
就労支援 専門部会				第1回						第2回		
権利擁護 専門部会				第1回			第2回			第3回		
障害当事者 部会				第1回		第2回		第3回		第4回		
【新】 地域生活 支援専門部会				第1回					第3回			第4回

※別途、全体会(自立支援協議会委員及び各専門部会員が集まる会)を開催予定(時期未定)

文京区地域生活支援拠点の整備について

文京区福祉部障害福祉課障害福祉係

地域生活支援拠点とは

【概要】

国の基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)において、「地域生活支援拠点は平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする」と規定されていることを受け、障害者の重度化・家族の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を平成32年度までに整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

【整備手法】

機能を集約した多機能拠点整備型と、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型があるが、地域の実情に応じて整備を行う。



機能を集約した施設等が無い本区では面的整備型を基本に整備を進める。

地域生活支援拠点に必要な機能

機能	基本的な考え方
相談	<p>障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所などにコーディネーターを配置し、緊急時の支援を必要とする家庭と常時の連絡体制を確保し、サービスのコーディネートや必要な相談支援等を行う。</p>
緊急時の受け入れ・対応	<p>短期入所を活用し、障害者の状態変化や介護者の急病などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う。</p>
体験の機会・場	<p>地域移行支援や親元からの自立などに当たって、共同生活援助の利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する。</p>
専門的人材の確保・養成	<p>医療的ケアが必要な障害者等や重度化した障害者等などに対して、専門的な対応ができる体制を確保し、専門的な対応ができる人材の養成を行う。</p>
地域の体制づくり	<p>障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所などにコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、関係機関の連携体制を構築する。</p>

文京区の現状①

【手帳所持者数(人)】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳	4,716	4,666	4,587
愛の手帳(知的)	861	880	893
精神障害者保健福祉手帳	1,204	1,369	1,460

【サービス利用者数(人)】

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	231	240	253
重度訪問介護	31	27	24
短期入所	96	117	117
就労継続支援A型	19	26	24
就労継続支援B型	262	258	257
就労移行支援	99	98	104
共同生活援助(GH)	121	116	115
生活介護	236	249	251
施設入所支援	183	131	132
障害福祉サービス 計	1,228	1,262	1,277
放課後等デイサービス	191	258	325
児童発達支援	134	137	172
障害児通所支援 計	325	395	497
合計	1,553	1,657	1,774

文京区の現状②

【相談件数】

事業所名	運営法人	運営形態	指定関係	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者基幹相談支援センター	あせひの会・文京福祉の会共同事業体	委託		3,382	4,052	5,280
地域活動支援センターⅠ型 あかり	あせひの会	補助	一般・特定	9,921	9,122	8,302
地域活動支援センターⅡ型 エナジーハウス	エナジー本舗	補助	特定	2,411	3,517	4,343
地域活動支援センターⅢ型 みんなの部屋	東京カリタスの家	補助		254	1,139	1,095
24時間緊急時相談支援事業	あせひの会	委託		5,679	5,906	7,116
あくせす	文京輝の会		一般・特定	70	196	220
サポートセンターいっしょ	本郷の森		特定	254	330	645
らくらう	山鳥の会		特定	0	96	155
らくらと	武蔵野会		特定	261	363	383
児童発達支援センター	区		特定	490	536	606
ふる里学舎大塚	佑啓会		特定	130	148	153
ふる里学舎小石川	佑啓会		特定	119	133	153
ふる里学舎本郷	佑啓会		特定			168
だんござかハウス	津和所		特定	0	0	20
リリーフ	リリーフ		特定			
タオ	エテユクエスト		特定			
障害者就労支援センター	日本就労支援センター	委託		6,220	5,777	6,119
保健サービスセンター	区			2,922	2,254	3,150
保健サービスセンター本郷支所	区			1,862	2,273	3,948
予防対策課	区			96	140	102
障害福祉課	区			4,455	3,871	5,314
合計				38,526	39,653	47,278

文京区の課題について

- 障害者の重度化やその家族の高齢化により、区内全体の相談件数が増えており、今後の増加に対応できる体制を作る必要がある。
- 障害者・児実態調査(H28年度実施)では、「相談支援事業を今後利用したい」が21.4%あり、相談に対する需要が比較的高い。(障害別では、精神障害で35.7%と一番高い)
- 精神障害者の手帳所持者や障害福祉サービス利用者が増えており、精神障害者を支援する体制をさらに充実させる必要がある。
- 単身者及び核家族のケースが増えており、日常の見守り及び緊急時の支援体制の構築が必要である。
- 障害者だけでなく高齢者や子どもなどの家族にも問題がある困難ケースが増えており、関係機関との連携がより重要となっている。
- 区内の短期入所事業所はリアン文京だけでなく、緊急時に受け入れ可能な事業所が不足している。
- 緊急時に区や医療機関などの関係機関と連絡調整ができるコーディネーターが不足している。

文京区における地域生活支援拠点

【必要性】

今後も増加が見込まれる相談支援及びそれに伴う生活支援を充実させ、障害者及びその家族が住み慣れた地域で安定した生活を継続できるように、区内の各地域で対応する地域生活支援拠点を整備する。

【整備内容】

長年に渡り地域に根ざした活動を続け、地域の関係機関との繋がりもある相談支援事業所を拠点とし、介護保険の日常生活圏域に合わせて、富坂・大塚・本富士・駒込地区の四ヶ所に設置する。拠点には地域連携調整員を配置し、区内の社会資源（障害福祉サービス事業所、高齢者あんしん相談センター、医療機関など）との連携体制を構築し、障害者の見守り及び緊急時の対応を行う。また、主に精神障害者を対象とした短期入所を整備し緊急時の受入れを行う。

【整備の効果】

「相談機能」と「地域の体制づくり」が充実し、地域連携調整員が社会資源を有効に活用することにより、障害者及びその家族が地域で安心して住み続けることができる。

地域生活支援拠点の整備計画(案)

令和元年度～令和4年度までの4年間の計画で地域生活支援拠点を整備する。

1 地域連携調整員の配置

- ①介護保険における日常生活圏域に則り、区を4地区(富坂、大塚、本富士、駒込)に分割する。
- ②4地区の拠点は、サポートセンターいちちょう(本富士地区)、エナジーハウス(駒込地区)、あかり(富坂地区)、障害者基幹相談支援センター分室(大塚地区)とする。
- ③各拠点の地域連携調整員は、障害者基幹相談支援センターに派遣し半年から1年間の研修を行った後、各拠点到配置される。その間、センターでの相談ケースを担当し、配置後は各拠点のケースとする。
- ④毎年1拠点1名ずつ派遣研修を行い、4年で終了する。
- ⑤地域連携調整員が配置され、4地区拠点が開設された後、障害者基幹相談支援センターは各拠点を支援し、まとめ役を担う。

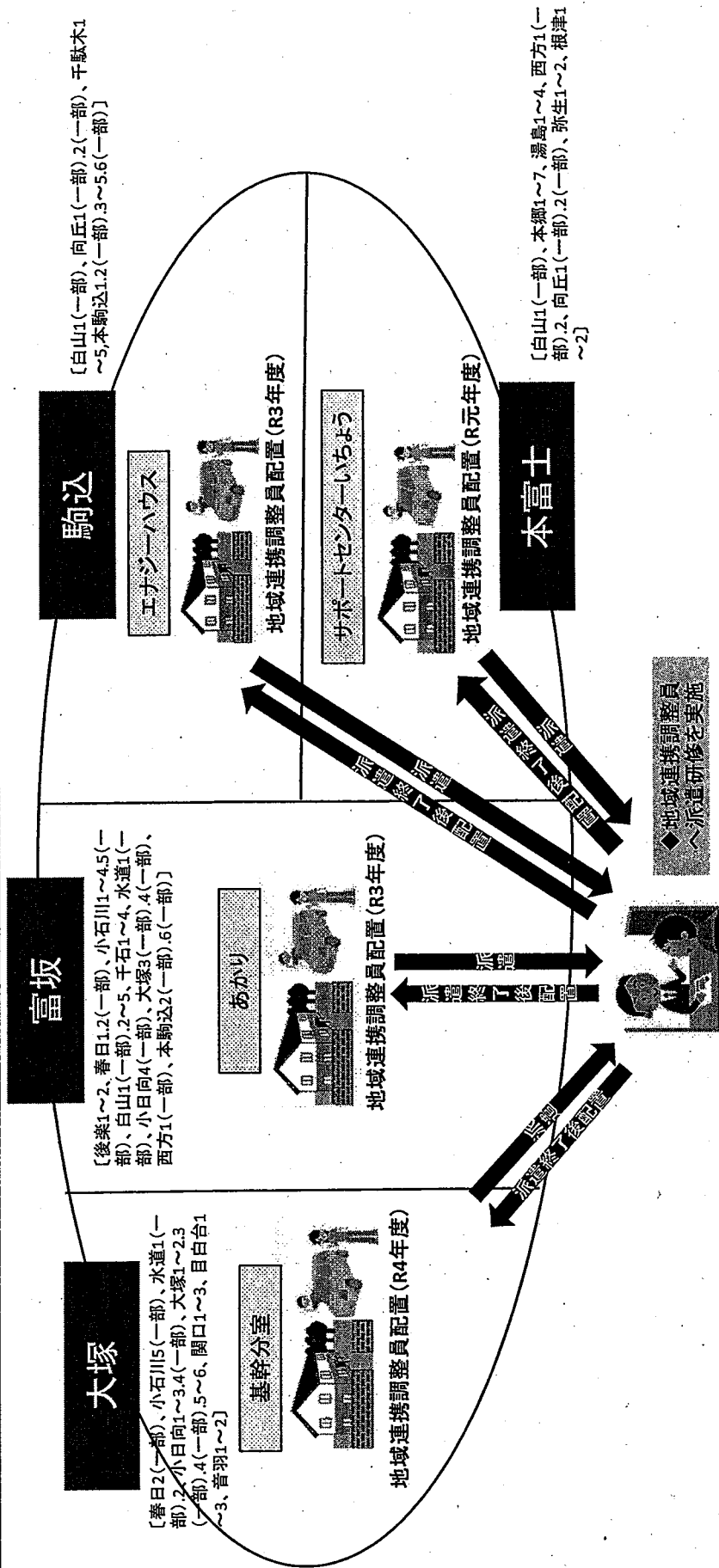
2 地域連携調整員の業務

- ①一般相談と必要に応じた生活支援であり、特に単身又は核家族との連絡体制を確保する。
- ②区及び障害福祉サービス事業所、高齢者あんしん相談センター、医療機関などとの連携体制を構築する。
- ③緊急時には、障害者基幹相談支援センターと連携し、医療機関などへの連絡を行い、短期入所や入院などの支援を行う。
- ④生活体験が必要である者に対して、区及び障害福祉サービス事業者との調整を行い共同生活援助などのサービスに繋げる。

3 その他

- ①地域生活支援拠点の課題などを検討し方針を決め、また専門的人材の確保・養成を検討する場として、自立支援協議会を活用する。
- ②障害者基幹相談支援センターは、原則として困難ケースの対応などを行うとともに、各拠点を支援し、まとめ役を担う。

文京区地域生活支援拠点の整備イメージ(案)



《地域生活支援拠点の整備(R元年度~R4年度)について》

4地区(本富士、駒込、富坂、大塚)の拠点となる事業所に地域連携調整員を配置し、①一般相談及び生活支援、②各地区の社会資源(障害福祉サービス事業所、高齢者あしん相談センター、医療機関等)との連携体制の構築等を行う。

なお、各拠点の地域連携調整員は、障害者基幹相談支援センターに派遣し、半年から1年間研修を受けた後に各拠点に配置される。その後、障害者基幹相談支援センターで担当したケースを拠点のケースとして支援する。

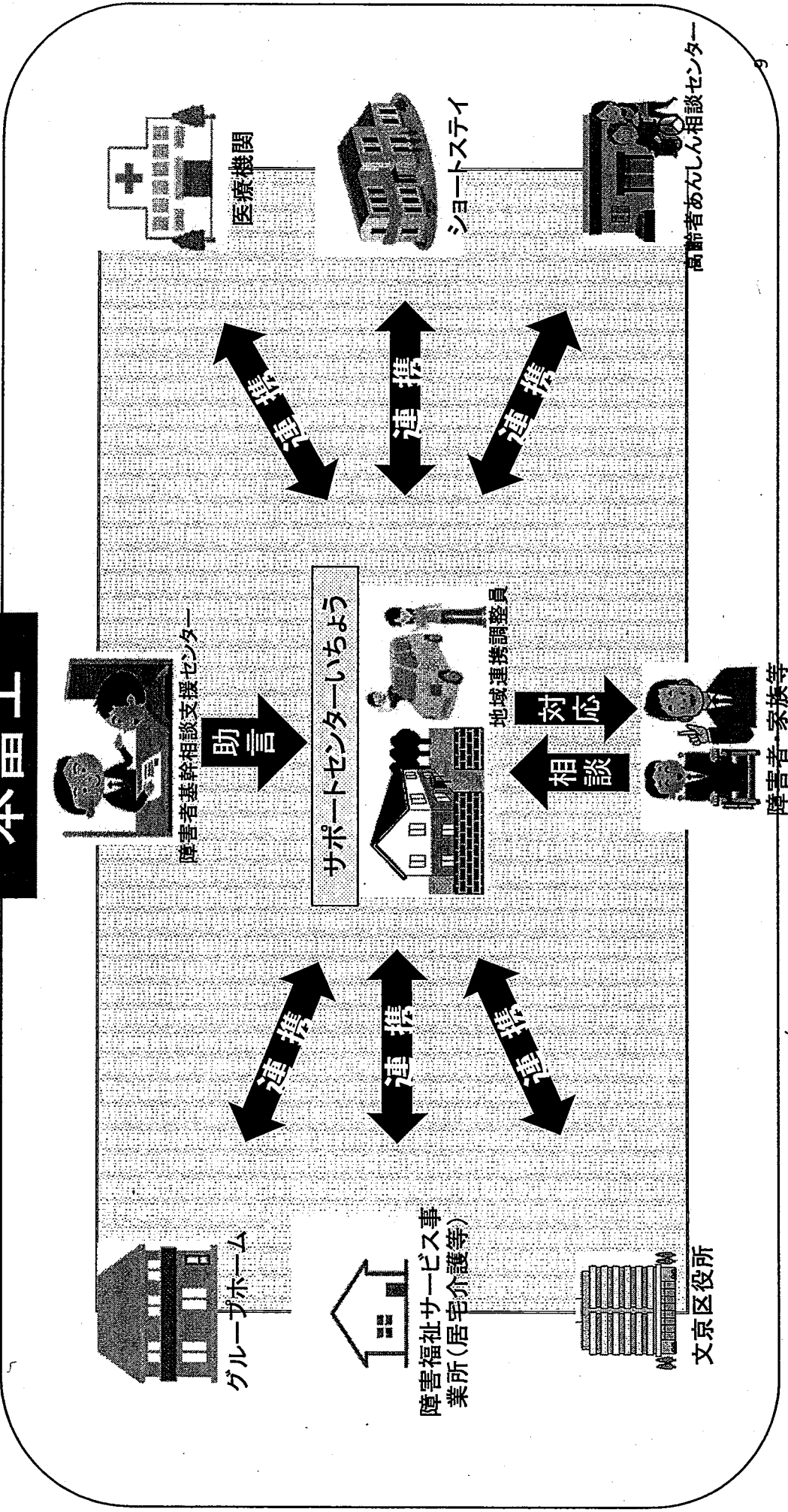
R元年度は、現在、核となる相談支援事業所がない本富士地区において、サポートセンターにおいて、サポート障害者を受け入れる短期入所を整備を行う。

また、「緊急時の受入れ」の充実に向け、自立支援協議会で検討し、主に精神障害者を受け入れる短期入所を整備する。

各地区の拠点整備イメージ

【本富士地区の例】

本富士



地区ごとの障害福祉サービス等事業所一覧(富坂地区)

富坂地区①

サービス	事業所	住所(番地まで)
居宅介護	手結ステーション	後楽2-23-15
	ニチイケアセンター若荷谷	春日2-10-15
	SOMPOケア 小石川 訪問介護	小石川2-12-5
	グッドライフケア訪問介護 文京	小石川2-19-1
	介護ハートランド文京	小石川2-6-19
	一般社団法人ほちほち	小石川3-1-7
	フット西友ケアサービス	白山1-6-5
	ブリッジ訪問介護ステーション文京小石川	白山3-1-3
	SOMPOケア 白山 訪問介護	白山5-17-19
	ケアリッツ集鳴	千石4-45-18
重度訪問介護	ケアハウス ハナ	千石4-8-11
	手結ステーション	後楽2-23-15
	ニチイケアセンター若荷谷	春日2-10-15
	SOMPOケア 小石川 訪問介護	小石川2-12-5
	グッドライフケア訪問介護 文京	小石川2-19-1
	介護ハートランド文京	小石川2-6-19
	フット西友ケアサービス	白山1-6-5
	ブリッジ訪問介護ステーション文京小石川	白山3-1-3
	SOMPOケア 白山 訪問介護	白山5-17-19
	ケアリッツ集鳴	千石4-45-18
ケアハウス ハナ	千石4-8-11	

富坂地区②

サービス	事業所	住所(番地まで)
同行援護	手結ステーション	後楽2-23-15
	ブリッジ訪問介護ステーション文京小石川	白山3-1-3
生活介護	ほちほちピア2	小石川4-4-5
	エルムシンド 千石ウノ	千石2-33-17
共同生活援助	エルムシンド 千石トス	千石2-33-17
	陽だまりの郷1	小石川4-4-5
	陽だまりの郷2	小石川4-4-5
	わかぎりの家	春日2-19-3
	ドリームハウス	白山2-25-5
	区立小石川作業所	小石川3-30-6
	ほちほちピア2	小石川4-4-5
	ペルニア	小石川5-4-1
	JoBridge飯田橋	後楽2-2-10
	アビーム	千石4-37-4
就労継続支援B型	区立小石川作業所	小石川3-30-6
	工房わかぎり	春日2-19-3
計画相談支援	文京地域生活支援センターあかり	千石4-27-12
	ふる里学舎小石川	小石川3-30-6
	タオ	白山1-32-11

地区ごとの障害福祉サービス等事業所一覧(富坂地区)

富坂地区③

サービス	事業所	住所(番地まで)
地域移行支援	文京地域生活支援センターあかり	千石4-27-12
地域定着支援	文京地域生活支援センターあかり	千石4-27-12
障害児相談支援	タオ	白山1-32-11
	運動発達支援スタジオUNIMO文京千石	千石1-29-12
児童発達支援	富坂子どもの家	小石川2-17-41
	運動発達支援スタジオUNIMO後楽園	小石川2-25-10
	未来教室	小石川2-6-5
	発達支援ルーム ほけっと	小石川5-38-2
	運動発達支援スタジオUNIMO文京千石	千石1-29-12
放課後等デイサービス	富坂子どもの家	小石川2-17-41
	運動発達支援スタジオUNIMO後楽園	小石川2-25-10
	発達支援ルーム ほけっと	小石川5-38-2
	エデュクエスト	白山1-18-7

地区ごとでの障害福祉サービス等事業所一覧(大塚地区)

大塚地区①

サービス	事業所	住所(番地まで)
居宅介護	地域ブラザふらっと 自立の家 くっしゅん 老松ケアサービス 老松ケアサービス 自立の家 老松ケアサービス は〜とピア こぼん	小石川2-16-15 小日向4-5-14 大塚4-21-8 大塚5-15-10 大塚5-15-10 小日向4-5-14 大塚5-15-10 大塚4-21-8 小日向2-16-15 小日向2-16-15
短期入所	リアン文京 リアン文京	小日向2-16-15 小日向2-16-15
施設入所支援	エルムント小石川 文京ホーム アシダシテ	小石川5-7-5 大塚
共同生活援助	リライフ リライフ	小日向2-16-15 小日向2-16-15
就労継続支援A型	区立大塚福祉作業所 ワークブレイスふんふん ワークブレイスふんふん	大塚4-50-1 小日向2-16-15 小日向2-16-15
就労継続支援B型	区立大塚福祉作業所	大塚4-50-1

大塚地区②

サービス	事業所	住所(番地まで)
計画相談支援	あくせす 地域ブラザ ふらっと ふる里学舎 大塚	大塚4-21-8 小日向2-16-15 大塚4-50-1
地域移行支援	あくせす	大塚4-21-8
地域定着支援	あくせす	大塚4-21-8
障害児相談支援	地域ブラザ ふらっと	小日向2-16-15
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ひおら 放課後等デイサービス あんぷらす江原川橋	小日向2-16-15 関口1-48-6

地区ごとの障害福祉サービス等事業所一覧(本富士地区)

本富士地区①

サービス	事業所	住所(番地まで)
居宅介護	太平ヘルスケア	本郷1-19-6
	ハイケア	本郷1-22-6
	ケアオフィスこもれび文京	本郷2-16-12
	訪問介護クオール	本郷4-33-12
	有限会社文京カイトヘルプサービス	本郷5-9-7
	カインド・ケア・ステーション文京	湯島4-6-12
	ケアワーク弥生	弥生2-15-13
	太平ヘルスケア	本郷1-19-6
	ハイケア	本郷1-22-6
	ケアオフィスこもれび文京	本郷2-16-12
重度訪問介護	訪問介護クオール	本郷4-33-12
	カインド・ケア・ステーション文京	湯島4-6-12
行動援護	ケアワーク弥生	弥生2-15-13
	ケアオフィスこもれび文京	本郷2-16-12
同行援護	ケアワーク弥生	弥生2-15-13
	ケアオフィスこもれび文京	本郷2-16-12
生活介護	有限会社文京カイトヘルプサービス	本郷5-9-7
	ワークシヨップやまどり	弥生2-9-6
共同生活援助	第6みずき寮	西片1-5-8
	第2ホームいちよう	本郷
自立訓練(生活訓練)	リヴナトル御茶ノ水	本郷2-3-7

サービス	事業所	住所(番地まで)	
就労移行支援	コミュニティ 水道橋キヤリアセンター	本郷2-4-7	
	就労移行支援事業所リバーサル	本郷2-25-5	
	銀杏企画三丁目	本郷3-37-1	
	リドアーズ・ベネフィアお茶の水	湯島2-31-15	
	ソシアル就労支援センター湯島	湯島3-14-9	
	ベンティア	本郷1-10-14	
	ワークシヨップやまどり	弥生2-9-6	
	ふる郷学舎本郷	本郷2-21-7	
	銀杏企画Ⅱ	本郷3-16-4	
	銀杏企画三丁目	本郷3-29-6	
就労定着支援	銀杏企画	本郷5-25-8	
	就労定着事業所リバーサル	本郷2-25-5	
計画相談支援	指定特定相談支援事業 ふくろう	弥生2-9-6	
	ふる里学舎本郷	本郷2-21-7	
	サポートセンターいちよう	本郷3-37-1	
	マインドサポート	湯島2-4-3	
	相談支援事業所リリーフ	湯島3-20-9	
	区児童発達支援センター	湯島4-7-10	
	相談支援事業所リリーフ	湯島3-20-9	
	区児童発達支援センター	湯島4-7-10	
	障害児相談支援	相談支援事業所リリーフ	湯島3-20-9
		区児童発達支援センター	湯島4-7-10

地区ごとの障害福祉サービス等事業所一覧(本富士地区)

本富士地区③

サービス	事業所	住所(番地まで)
児童発達支援	区児童発達支援センター	湯島4-7-10
放課後等デイサービス	ハッピーテラス千駄木教室	根津2-37-8
	区児童発達支援センター	湯島4-7-10

地区ごとの障害福祉サービス等事業所一覧(駒込地区)

駒込地区①

サービス	事業所	住所(番地まで)
居宅介護	居宅介護事業所「小さな輪」	千駄木2-18-1
	ケアサポートコネク	千駄木3-4-11
	佐々木ケアサービス	千駄木4-1-22
	有限会社アドワンス サポート・コスモス	千駄木4-10-15
	ヘルパーステーション ケアワーク東京	千駄木4-9-6
	有限会社あゆみ介護文京	千駄木5-28-5
	アースサポート文京	向丘1-9-17
	有限会社トチギ介護サービス	向丘2-34-12
	セントケア文京	本駒込1-13-14
	有限会社加藤介護サービス	本駒込1-25-24
	ピクシー介護サービス	本駒込2-20-6
	あいえるPia24	本駒込3-15-10
	サンフラワー文京	本駒込6-14-14
	ケアサポートコネク	千駄木3-4-11
重度訪問介護	佐々木ケアサービス	千駄木4-1-22
	有限会社アドワンス サポート・コスモス	千駄木4-10-15
	ヘルパーステーション ケアワーク東京	千駄木4-9-6
	有限会社あゆみ介護文京	千駄木5-28-5
	アースサポート文京	向丘1-9-17
	有限会社トチギ介護サービス	向丘2-34-12
	セントケア文京	本駒込1-13-14
	有限会社加藤介護サービス	本駒込1-25-24
	ピクシー介護サービス	本駒込2-20-6
	あいえるPia24	本駒込3-15-10
	サンフラワー文京	本駒込6-14-14
	ケアサポートコネク	千駄木3-4-11
	佐々木ケアサービス	千駄木4-1-22
	有限会社アドワンス サポート・コスモス	千駄木4-10-15
ヘルパーステーション ケアワーク東京	千駄木4-9-6	
有限会社あゆみ介護文京	千駄木5-28-5	
アースサポート文京	向丘1-9-17	
有限会社トチギ介護サービス	向丘2-34-12	

駒込地区②

サービス	事業所	住所(番地まで)	
サービス	セントケア文京	本駒込1-13-14	
	有限会社加藤介護サービス	本駒込1-25-24	
	ピクシー介護サービス	本駒込2-20-6	
	あいえるPia24	本駒込3-15-10	
	サンフラワー文京	本駒込6-14-14	
	居宅介護事業所「小さな輪」	千駄木2-18-1	
	ピクシー介護サービス	本駒込2-20-6	
	あいえるPia24	本駒込3-15-10	
	だんござかハウス	千駄木2-33-8	
	区立本郷福祉センター	本駒込4-35-15	
	ホーム・いちよう	千駄木	
	ティ・リーフ	本駒込2-27-10	
	だんござかハウス 相談支援係	千駄木2-33-8	
	エナジーハウス	千駄木5-10-8	
だんござかハウス 相談支援係	千駄木2-33-8		
同行援護	放課後等デイサービスJOY	本駒込4-35-15	
	放課後等デイサービス カリタス翼	本駒込5-4-4	
	生活介護	共同生活援助	千駄木
		就労継続支援B型	千駄木
		計画相談支援	千駄木
		障害児相談支援	千駄木
		放課後等デイサービス	千駄木
		放課後等デイサービス カリタス翼	千駄木
		共同生活援助	千駄木
		就労継続支援B型	千駄木
		計画相談支援	千駄木
		障害児相談支援	千駄木
		放課後等デイサービス	千駄木
		放課後等デイサービス カリタス翼	千駄木
共同生活援助		千駄木	
就労継続支援B型		千駄木	
計画相談支援	千駄木		
障害児相談支援	千駄木		
放課後等デイサービス	千駄木		
放課後等デイサービス カリタス翼	千駄木		

文京区地域生活支援拠点の準備状況

1 これまでの経緯

- 30年3月 障害福祉課で検討し、次の事項を決定。
- 多機能拠点ではなく、面的整備で行う。
 - 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターや高齢者あんしん相談センターと同様に介護保険圏域での4地区に4ヵ年計画で整備する。
 - 各拠点に地域連携調整員を配置する。
 - 精神障害者の相談が多いことから、精神障害者相談支援に実績のある法人に運営を委託する。
- 本富士地区 社会福祉法人 本郷の森
駒込地区 特定非営利活動法人 エナジー本舗
富坂地区 社会福祉法人 復生あせび会
大塚地区 基幹相談支援センター分室
- 30年4月 3法人及び基幹相談支援センターに依頼し、了承を得る。
- 30年9月 重点施策として区長に認められる。
- 30年10月 3法人、基幹相談支援センター及び障害福祉課で実施に向けた準備会議を開催。(現在まで7回開催)
- 31年3月 社会福祉法人本郷の森と本富士地区拠点運営委託契約を交わす。
*契約金額13,787,000円(人件費、事務所賃貸借費、備品等)

2 準備会議での主な検討結果

- ① 5機能のうち、相談支援と地域づくり(関係機関との連携構築)から始める。
- ② 拠点間及び基幹相談支援センターとの連携が不可欠である。
- ③ 拠点の開所は平日の日中とする。
- ④ 地域連携調整員2名で始めるが、業務量を考えると足りないのではないか。
- ⑤ 拠点のスペースは事務室と相談室が最低限必要だが、障害者が気軽に立ち寄れるサロンのスペースが必要である。
- ⑥ 基幹相談支援センターのシステムを拠点にも取り込み、情報の共有を図る。
- ⑦ 拠点と基幹相談支援センターで受ける相談の整理が必要である。
- ⑧ 地域連携調整員の資格要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、相談支援専門員のいずれか一つ以上とする。
- ⑨ 地区内の重度・高齢化・独居世帯の情報をできる限り集めておく必要がある。
- ⑩ 高齢者あんしん相談センター及び社会福祉協議会地域福祉コーディネーターと密に連携する。

3 現在の状況

4月から9月までを準備期間として、10月から開設を予定している。準備期間中に地域連携調整員の研修、拠点が入る物件探し、設備面の整備、関係機関への周知などを行う。

⑪ 研修

全障害に対応できる相談支援及び個別支援の習得、支援会議の進め方、関係機関との連携による地域づくり等を目的として、各関係機関の協力を得て研修を行っている。

*研修先 社会福祉協議会、高齢者あんしん相談センター本富士、文京槐の会、リアン文京、基幹相談支援センター

⑫ 拠点物件探し

事務スペース、相談室及びサロンスペースを確保できる物件を探しているが、適当な物件が見つからない状況である。理由として、エレベーターが無い、エレベーターが狭い、1階の空き物件が極めて少ない、賃借料が高いなどがある。引き続き物件確保に努める。

4 今後の予定

10月の開設に向けて、物件を決め賃貸借契約を結び、設備面の整備を行い、地区内関係機関への挨拶回りや周知活動を行う。

また、区役所の関係各課及び障害福祉サービス事業所等での研修を続けて行く。

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
- 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
- 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正
- 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正
- 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正
- 27文福障第2238号 平成28年2月1日一部改正
- 30文福障第2657号 平成31年3月15日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
 - (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
 - (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
 - (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課
- 14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2 (第3条関係)

区職員 委員	福祉部福祉施設担当課長 福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 地域生活支援専門部会委員名簿

NO	役職	名前	所属先・役職	備考
1		安達 勇二	文京区障害者基幹相談支援センター施設長	
2		夏堀 龍暢	祐ホームクリニック吾妻橋 医師	
3		樋口 勝	社会福祉法人本郷の森	
4		行成 裕一郎	特定非営利活動法人エナジー本舗	
5		高田 俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
6		市川 順子	社会福祉法人文京槐の会	
7		児玉 俊史	社会福祉法人武蔵野会	
8		中谷 伸夫	高齢者あんしん相談センター本富士	
9		浦田 愛	文京区社会福祉協議会	
10		清水 健譽	文京区民生委員児童委員協議会	
11	区委員	渋谷 尚希	障害福祉課身体障害者支援係長	
12	区委員	岡村 健介	障害福祉課知的障害者支援係長	
13	区委員	高松 泉	保健サービスセンター保健指導係長	
14	区委員	小谷野 恵美	保健サービスセンター保健指導担当主査(本郷支所)	
15	区委員	田邊 真知子	福祉政策課福祉住宅係長	

1	事務局	永尾 真一	文京区障害福祉課障害福祉係
2		重田 洋二	
3		小松 幸博	